平成２１年（フ）第３２２号
釧路市興津５丁目23番１号　はるみハイツ５号室
債務者　松原美千代
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３２７号
釧路市治水町８番14号
債務者　西澤　寛之
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３２８号
北海道釧路郡釧路町河畔２丁目58番地、住民票上の住所北海道釧路郡釧路町河畔２丁目38番地
債務者　荒木　弓子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３３０号
釧路市緑ケ岡５丁目21番20号　コーポシマムラ202号
債務者　田積　潤一
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３３２号
釧路市浦見３丁目２番13号
債務者　真田　芳男
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３３５号
釧路市若竹町７番226号
債務者　竹川　裕之
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３３７号
北海道釧路市鳥取南４丁目４番224号
債務者　小川　由子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第５３１号
青森市桜川４丁目37－６　レジデンスモア201号室、住民票上の住所青森市大字筒井字桜川22番地７　レオパレスオリーブ205号
債務者　藤井　　誠
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５３号
岡山県津山市新野山形1036番地
債務者　松井　光博
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前10時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第２４６３号
横浜市戸塚区平戸１丁目26番２号
債務者　宮永麻衣子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９４８１号
東京都足立区鹿浜７丁目３―12―202
債務者　田中　依子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４９６号
東京都荒川区西尾久２丁目12―10
債務者　伊藤　育子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５０３号
東京都足立区江北４丁目30－３―111
債務者　有坂　昌彦
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５０４号
東京都江東区大島８丁目39―22―534
債務者　久米奈津美
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５８１号
埼玉県春日部市牛島1490―17
債務者　川島　史之
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部